

国家公務員が長期間海外に出張した場合の納税地

税理士 高山 政信

〔事例〕

国家公務員である甲は、このたび米国の大学に2年間の予定で留学することになった。甲は、国内に所有している不動産を貸し付けておりその不動産所得について毎年確定申告をしている。甲は、独身であって、国内に生計を一にする親族を有していない。

留守宅の連絡先を実家にしており、実家の者が確定申告書を提出する予定であるが、実家の所在地を納税地にしてもいいのか。

〔ポイント〕

確定申告書は、その者の納税地を所轄する税務署に提出しなければならない。国家公務員については、国内に住所を有しない期間についても、居住者として課税されることから、給与所得だけでなく不動産所得についても確定申告しなければならないが、その場合の納税地を検討するものである。

- 1 公務員の課税上の取扱い
- 2 居住者の納税地
- 3 日米租税条約の適用関係
- 4 実務上の観点から

〔検討〕

1 公務員の課税上の取扱い

国家公務員又は地方公務員は、国内に住所を有しない期間についても、国内に住所を有する

ものとみなして所得税法を適用されることになるが、次の項目については適用がないことと規定されている（所法3）。

なお、国家公務員又は地方公務員であっても、日本国籍を有しない者並びに日本国籍を有する者で、現に海外に居住し、かつ、その地に永住すると認められるものは、この規定から除外されている（所令13）。

- ① 老人等の郵便貯金の利子所得の非課税（所法9の2）
- ② 老人等の少額預金の利子所得等の非課税（所法10）
- ③ 納税地（所法15）
- ④ 納税地の特例（所法16）

したがって、甲の納税地については、2年間海外に留学しているという甲の現況に基づいて判断することになる。

2 居住者の納税地

居住者の納税地は、次によることと規定されている（所法15、所令53、54）。

- ① 国内に住所を有する場合：その住所地
- ② 国内に住所を有せず、居所を有する場合：その居所地
- ③ 上記により納税地を定められていた者が国内に住所及び居所を有しないこととなった場合において、その者がその有しないこととなった場合において、その者がその有しないこととなった時に事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有せず、かつ、そ

の納税地とされていた場所にその者の親族その他その者と特殊の関係を有する者として一定の者が引き続き、又はその者に代わって居住しているとき：その納税地とされていた場所

④ 上記に掲げる場合を除き、不動産の貸付け等の対価を受ける場合：当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

⑤ 上記以外の場合：政令で定める場所
政令で定める場所として、(イ)その該当しないこととなった時の直前において納税地であった場所、次順位として、(ロ)その者が選択した場所、最後に(ハ)麴町税務署の管内区域の場所とされている。

本件の場合は、上記④の不動産の貸付け等の対価を受ける場合に該当することから、当該対価に係る資産の所在地が納税地になる。

3 日米租税条約の適用関係

甲は、米国では非居住者としての課税関係になることから、日米租税条約の適用関係が問題となる。

なお、日本での課税関係については、日米租税条約の適用上、わが国に住所を有し、わが国の居住者とされることから、外国税額控除等の一定の規定を除いて日米租税条約が適用されないため、国内法どおり課税されることになる。

(1) 給与について

国、地方政府及び地方公共団体が、条約相手国（米国）において勤務する職員に支払う給与について、その派遣国に課税権があることを規定しており、勤務地である米国においては免税とされることを規定している（同条約18条1(a)）。

(2) 不動産所得について

日米租税条約では、不動産から生ずる所得について、その所在地国に課税権を認めている（同条約6条1）。このことは、米国では、米国

に所在する不動産から生ずる所得について課税権を有するが、わが国にある不動産について規定していないものであり、米国の非居住者とされる甲については、米国の国内法においても、米国源泉とされないわが国の不動産所得についても課税する規定はなく、わが国だけで課税されることになる。

(3) 小 括

以上のとおり、甲について、米国での課税はないことから、単純に国内法どおり課税されることになる。

4 実務上の観点から

(1) 納税管理人

甲は、米国に居住している。米国から確定申告をすることに困難が生じる場合には、あらかじめ納税管理人を指定して、申告等を代行してもらうことが便宜である。

納税管理人とは、国内に住所及び居所を有しない個人である納税者等により選任され、各種申告書の提出等本来納税者がなすべき事務の処理に当たる者をいうこととされている。納税管理人の行う行為は、納税者の委任による代理人としての性格を有し、その権限内での行為は、直接的に当該納税者に対して効力を生じるものとされている（通則法117）ことから、親族の一人を納税管理人として選任して届け出ておくことが望ましい。

(2) 確定申告の申告期限

居住者は年の中途において出国（納税管理人の届出をしないで国内に住所又は居所を有しなくなることをいう。所法2④四十二）する場合、出国の時までに確定申告書を提出しなければならない（所法127）。

しかし、国家公務員である甲の場合、国内に引き続き住所を有するものとみなすと規定されているので、この規定の適用はないことになり、本則どおり、翌年の3月15日までに確定申告すればいいことになる。